

## 厚真町企業研修型地域おこし協力隊募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、道都札幌、海洋物流拠点の苫小牧、そして空の玄関口である新千歳空港に近接する人口約 4,500 人の町です。北海道の中でも積雪量が少ない比較的温暖な気候の町で、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

北海道内有数の米どころでもあり、農産物はもちろん、海の幸、山の幸など安心・安全な地元食材をたっぷりと味わうことができます。

しかしながら、人口は減少傾向にあり、このままでは地域全体が衰退していくおそれがあります。そこで、地域外の人材を積極的に誘致し、意欲ある都市住民による新しい風をおこすことにより、地域力の維持・強化を図るため、厚真町企業研修型地域おこし協力隊を募集します。

活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 厚真町に所在する事業体での新規事業の創出に係る研修：自らのスキルアップ等を目指した民間事業体での研修（事業の実施）</li> <li>2 地域おこし活動：地域のイベントの支援や地域活動等への参加</li> <li>3 その他、地域活性化に資する活動、活動報告会への参加</li> </ol>
募 集 対 象 者	<p>令和3年4月1日現在で原則として満20歳以上、満50歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在、3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移すことができる方。</li> <li>2 地域活性化に熱意のある方（経験不問）。</li> <li>3 普通自動車免許証及び自家用車を持っている方（令和3年4月1日現在で自家用車を所有できる方を含みます）。</li> <li>4 パソコンの操作（ワード、エクセル等）ができる方。</li> <li>5 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。</li> <li>6 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方。</li> <li>7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。</li> </ol>
募 集 人 員	若干名
勤 務 地	厚真町
活動日及び時間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1日7時間45分、週38時間45分を原則としますが、研修先の事業体との相談により変動します。</li> </ol>

	2 研修先の企業との相談により変動します。
身分・任期	<p><b>【身分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身分は「厚真町起業型・企業研修型地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。(雇用契約は結びません)</li> <li>・研修先の事業体との雇用契約により業務を行います。</li> </ul> <p><b>【任期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱の日から1年間(ただし、年度の途中での委嘱の場合は、委嘱年度終了まで)。1年目終了後に、業務・活動状況などの評価を行い、最長3年まで1年単位で任期を延長することができます。</li> </ul>
待遇・福利厚生等	<p>1 報償費 月額上限256,000円  ※扶養家族がいる場合10,000円上乗せ  ※研修先の企業との相談により変動</p> <p>2 福利厚生費助成 社会保険料及び労働保険料の2分の1相当額(事業体が負担する額)を助成</p> <p>3 活動費助成 予算の範囲内で助成(住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費など)</p> <p>4 年次休暇 研修先の事業体との相談により変動します。</p>
応募手続き等	<p>1 応募方法  2の提出書類を3の受付場所に郵送もしくは持参にて提出  ※書類の提出の前に必ず3の問い合わせ先にご連絡ください</p> <p>2 提出書類  ①厚真町企業研修型地域おこし協力隊応募用紙(表・裏)  ②事業計画書等(様式第1号及び様式第2号)  ③研修先の事業体の登記事項全部証明書  ④研修先の事業体の決算書(直近3年分、自由様式)  ※②の事業計画書を作成する際には、受入事業者と共同で書類を作成すること。  ※協力隊として委嘱された際には、毎年度末に事業報告書(様式第3号)を提出すること。</p> <p>3 受付場所(問い合わせ先)  〒059-1692  北海道勇払郡厚真町京町120番地  厚真町産業経済課経済グループ  電話:0145-27-2486(直通)  FAX:0145-27-3944  E-mail:keizai@town.atsuma.lg.jp  応募に関しご不明な点がございましたら、別紙「質問票」に記入して上記ファックス番号宛またはEメールアドレス宛に送信してください。</p>

選考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 受付は随時行っています。</li><li>2 書類提出後、日を改めて面接審査を行います。日程は申請書提出から2週間以内を目途に、文書にて通知します。面接審査の際には受入事業者の同席が必須となります。</li><li>3 面接審査終業後、最終選考の結果を文書にて通知します。</li></ol>
----	--